

国立山口徳地青少年自然の家利用規則

制 定 平成13年4月1日

改 正 令和5年7月31日

(趣旨)

第1条 国立山口徳地青少年自然の家（以下「青少年自然の家」という。）の利用に関しては、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（平成18年4月1日独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 青少年自然の家を利用しようとする者は、定める期間内に、指定の方法により、申込みものとする。

- 一 **利用者の範囲** 規則第2条に基づき、研修・調査研究に関するフィールドワークについては個人でも利用できるものとする。
- 二 **早期利用申込み** 次年度の利用については第一四半期（4月～6月）中に申込みを受け付け、徳地アドベンチャー教育プログラムの実施希望、バス送迎の希望等を加味して日程を調整する。調整した日程は団体へ通知し、利用の決定についての返信を確認の後、予約の完了とする。
- 三 **通常の申込み** 早期利用申込みの処理後の10月1日午前10時よりの受付を実施する。利用しようとする者は、電話での確認の後、青少年自然の家ホームページから必要事項を入力する。
- 四 **書類提出** 利用申込みを行った者は、所長があらかじめ定める書類を期限内に提出することで正式な申込みとする。
- 五 **注文内容や数の変更** 食堂食については一食前、それ以外は三日前（土日祝日を除く。）の正午までとする。ただし、災害等での利用計画を変更をする際はこの限りではなく、食堂業者と相談の上で対応を決定する。

(事前相談)

第3条 利用予定、または利用を検討している者は、事前相談をすることができる。

- 2 希望する場合は、電話にて申込みを行う。方法は「職員帯同」「自主下見」「オンライン」のいずれかから選ぶことができる。申込みのあった際は、職員は指導等の空き状況を勘案し、受入れの判断を行う。

(利用の許諾)

第4条 第2条の規定による利用の申込みがあった場合、指導の可否、施設、設備の状況等を勘案して利用について承諾し、団体が希望した場合は許諾を当該担当者へ通知することとする。

- 2 利用の承諾にあたっては、「国立山口徳地青少年自然の家利用申込審査要領」に基づき、確認の上で利用承諾の可否を判断するものとする。
- 3 規則第4条各号及び細則の諸規則に違反又は違反するおそれがある場合、並びに、その他所長が特に必要と認めた場合には、当該団体の利用の承諾を取り消すことができるものとする。
- 4 利用の承諾を否とする決定及び利用承諾の取消の前提となった活動等が、重大又は悪質なものであると所長が認めた場合には、期間を定めて当該団体の利用申込の受付を制限するものとする。
- 5 職員は利用の内容、時間、場所等の調整を行い、設定している活動プログラムの計画、準備について適切に助言を行う。

(受入れを行わない日)

- 第5条 規則第7条に基づき、施設整備、災害、職員研修、地域連携促進、安全点検等所長が定める日のほか、12月28日から1月4日までを受入れを行わない日とする。
- 2 前項の規定に関わらず、災害等による住民の避難等対応が必要な場合は、所長の判断により臨時的に利用を受入れることができる。

(利用時間)

- 第6条 利用する者は以下の時間を踏まえた利用予定を計画し、それに沿って利用することとする。
- 一 **標準生活時間** 別に定めるとおりとする。
 - 二 **入退所の時間** 利用する団体は、原則として9時30分から16時の間に入所及び退所することとする。

(食事)

- 第7条 利用中の食事については原則として食堂で提供することとする。
- 2 アレルギー対応について、利用する者は必要書類を提出することとし、食堂業者はこれに対応する。ただし、安全を確保することが困難な場合は食堂業者の判断により対応を変えることができる。

(遵守事項)

- 第8条 施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 2 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - 3 飲酒については、第6条第一号の定めるところにより、施設側が指定した場所で、夜の研修時間内でのみとし、就寝時刻は遵守することとする。
 - 4 喫煙について、喫煙可能な場所は管理棟裏に設置する喫煙所のみとする。

(支払い)

第9条 利用した者は、利用にあたって発生した料金について現金、銀行振込、コンビニエンスストア支払（一部）で指定期間内に支払いをする。

2 支払いがされない場合は、第11条の規定により、対応することとする。

(清潔な状態の保持)

第10条 利用する者は、宿泊室、研修室等の清潔を保つため、青少年自然の家と相互に協力して清掃及び整理整頓に努めることとする。

(利用にあたっての留意事項)

第11条 利用する者は定める諸規定を遵守し、他の利用者等へ迷惑のかかる行為をしてはならない。

2 規則及び山口徳地自然の家の規則に違反した団体、もしくは可能性のある団体に対し、所長は退所を命ずることができる。また、該当日から2年にわたって利用を断ることができる。

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については所長が別に定める。

附 則

この規定は平成13年4月1日から施行する

附 則

この規定は平成15年5月1日から施行する

附 則

この規定は平成18年4月1日から施行する

附 則

この規定は平成20年4月1日から施行する

附 則

この規定は平成22年6月1日から施行する

附 則

この規則は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は令和5年7月31日から施行する。